

東京都子育て支援住宅認定制度

－認定手続、管理・運営の手引き－

令和4年4月

東京都住宅政策本部

目次

1 子育て支援住宅の概要	1
(1) 子育て支援住宅の概要	1
(2) 子育て支援住宅認定制度の仕組み	2
(3) 認定基準	2
ア 主な認定基準のイメージ（専用住戸内（新築の場合））	
イ 認定基準必要適合数一覧	
ウ 認定基準一覧	
2 認定申請手続	15
(1) 新築集合住宅、改修集合住宅	15
ア 事前相談	
イ 意見照会	
ウ 設計認定申請	
エ 認定申請	
オ 変更認定申請	
(2) 既存集合住宅	16
ア 事前相談	
イ 意見照会	
ウ 認定申請	
エ 変更認定申請	
3 管理・運営	17
(1) 管理・運営責任者の選任	17
(2) 管理・運営責任者の責務	17
(3) 管理・運営状況の報告	17
4 認定の更新	17
5 整備に要する費用の補助	17
(1) 整備に要する費用の補助	17
(2) 補助を受けた場合の管理義務	18
6 各申請手続書類一覧	19
(1) 事前相談書	19
(2) 意見照会検討結果報告書	20
(3) 設計認定申請書	21
(4) 認定申請書	22
(5) 管理・運営責任者選任届	23
(6) 管理・運営状況報告書	23
(7) 変更申請書	23

問合せ先

東京都住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
都庁第二本庁舎13階南側

電話：03-5320-5011（直通）

1 子育て支援住宅の概要

(1) 子育て支援住宅の概要

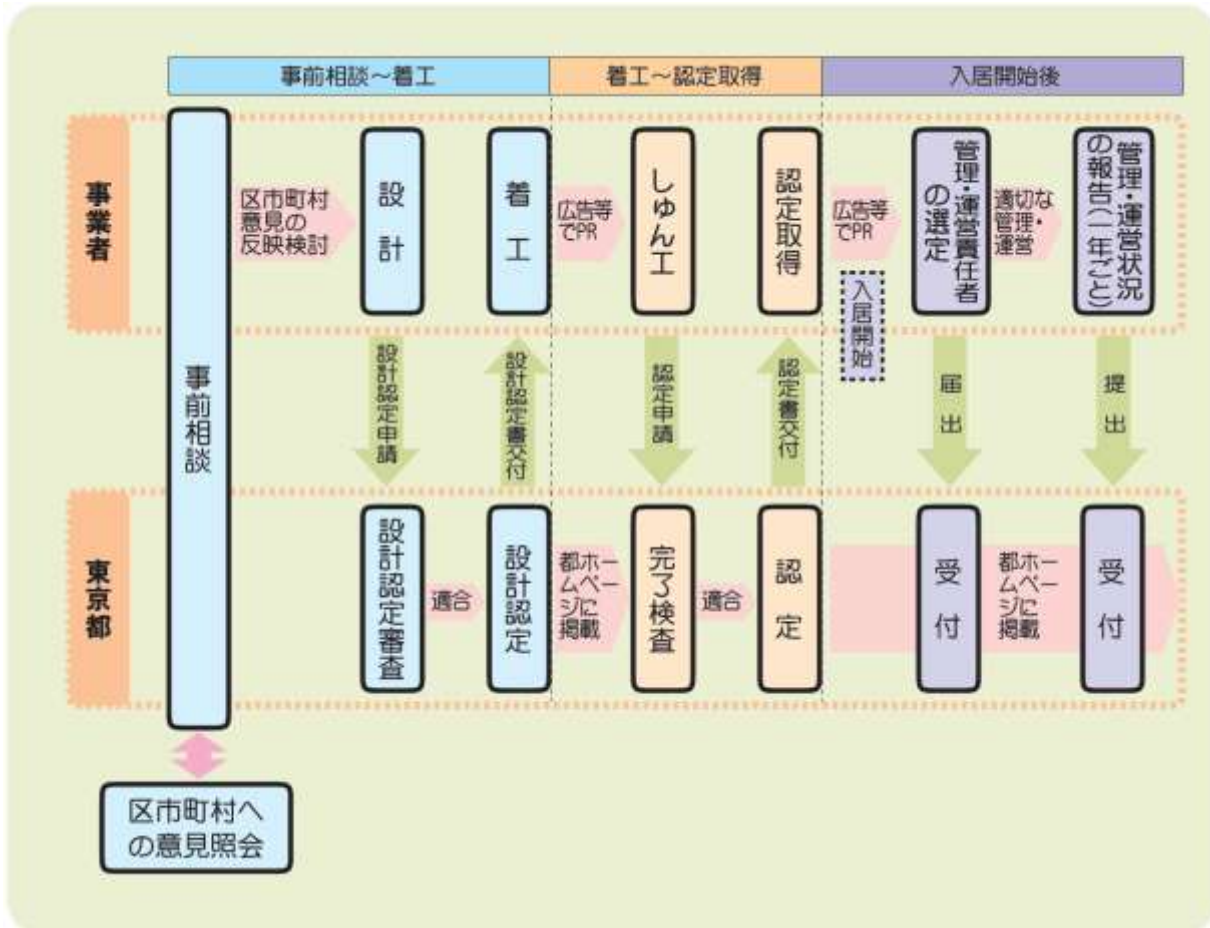
分類		新築集合住宅	既存集合住宅、改修集合住宅 ^{注1}
認定要件	住宅種別	分譲又は賃貸の集合住宅	
	構造	耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅	
	戸数	2戸以上	
	規模	住戸専有面積50㎡以上 ※ ただし、台所、食堂その他の住戸の部分について、共同して利用するために十分なスペースを設置する場合は40㎡以上	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、昭和56年6月1日以降に確認申請をし、確認済証の交付を受けていること。同日以前に建築されたものである場合は、地震に対して安全な構造であることが確認できるものであること。 その他法令に違反していないこと。 	
認定基準		(3) 認定基準 ウ 認定基準一覧 「新築集合住宅」の欄による	(3) 認定基準 ウ 認定基準一覧 「既存集合住宅・改修集合住宅」の欄による
認定期間		認定の日から1年間とし、期間満了後、認定を更新することができる。 ^{注2}	
管理・運営	管理・運営責任者の選任	管理・運営責任者を選任し、子育て支援住宅について、認定を受けた申請内容に沿った、適切な管理及び運営を行う。	
	管理・運営状況の報告	管理・運営責任者は、認定から1年ごとに、管理・運営の状況の報告を行う。	
	認定の更新	管理・運営の状況の報告時に、認定の更新の有無について届出を行う。	
補助制度		認定住宅が所在する区市町村から、整備費用の一部に補助金を受けることのできる場合がある。 ^{注3}	

注1：本制度開始日（平成28年2月22日）より前に確認済証を受けたもの

注2：整備費用の一部に補助金を受けた場合、補助事業完了後原則10年以上、申請内容に沿った、適切な管理及び運営（認定の更新）を行う必要がある。

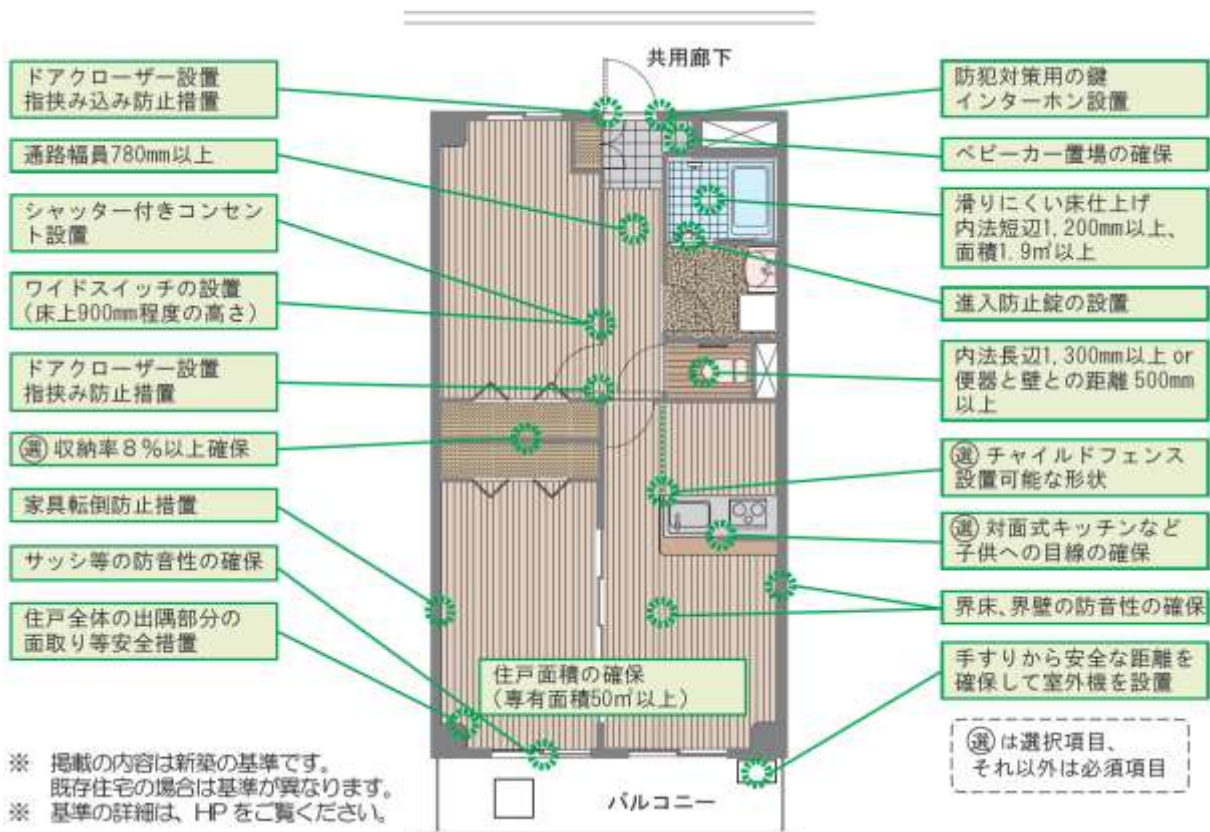
注3：区市町村における補助制度の有無は、本手引きの問合せ先まで問合せのこと。

(2) 子育て支援住宅認定制度の仕組



(3) 認定基準

ア 主な認定基準のイメージ (専用住戸内 (新築の場合))



イ 認定基準必要適合数一覧

認定基準	新築集合住宅					既存集合住宅・改修集合住宅				
	必須項目 項目数	選択項目			総項目数	必須項目 項目数	選択項目			総項目数
		項目数	基準別必要適合項目数	総必要適合項目数			項目数	基準別必要適合項目数	総必要適合項目数	
別表1 立地に関する基準	1	4	1		5	0	5	1		5
別表2 住戸内に関する基準	44	19	8		63	12	49	15		61
住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	14	2	住戸内基準は 8項目以上/19項目	16	4	11	住戸内基準は 15項目以上/49項目		15
	住戸内に関する基準	30	17		47	8	38			46
別表3 共用部分に関する基準	12	4	1		16	4	12	5		16
共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	3	0	共用部分基準は 1項目以上/4項目	3	2	1	共用部分基準は 5項目以上/12項目		3
	共用部分に関する基準	9	4		13	2	11			13
別表4、別表5 子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準 子育て支援サービスの提供に関する基準	0	6	1		6	0	6	1		6
子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準	子育て支援施設等に関する基準	0	5	子育て支援施設等基準は 1項目以上/6項目	5	0	5	子育て支援施設等基準は 1項目以上/6項目		5
	子育て支援サービスの提供に関する基準	0	1		1	0	1			1
別表6 区市町村からの意見の反映に関する基準	0	1			1	0	1			1
別表7 管理・運営に関する基準	6	1	選択項目全体で 13項目以上/35項目		7	6	1	選択項目全体で 23項目以上/74項目		7
合計	63	35	13		98	22	74	23		96

立地基準は1項目以上/4項目

立地基準は1項目以上/5項目

必須項目は全て適合

必須項目は全て適合

ウ 認定基準一覧

別表1 立地に関する基準

項目	基準	新築	既存・改修
1 子供の遊び場所	敷地出入口から徒歩圏内（おおむね800m以内(注1)）に次の施設などが一つ以上あること。 (1) 子育てひろば(注2)など、乳幼児と親と一緒に過ごせる施設 (2) 児童館や図書館など、子供が室内で過ごせる施設 (3) 子供が遊べる広場、公園や緑地など	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
2 保育、教育施設等	敷地出入口から徒歩圏内（おおむね800m以内(注1)）に次の施設などが一つ以上あること。 (1) 保育所、幼稚園などの保育、教育施設 (2) 小学校及び学童クラブなどの教育施設など	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
3 医療施設	敷地出入口から徒歩圏内（おおむね800m以内(注1)）に小児科や耳鼻科など、子供が受診できる医療施設が一つ以上あること。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
4 生活利便施設等	敷地出入口から徒歩圏内（おおむね800m以内(注1)）に次の施設などが一つ以上あること。 (1) 鉄道駅やバス停 (2) 食料品や日用品などが購入できる商業施設 (3) 銀行、郵便局やATMなどの金融関連施設 (4) 子供連れで気軽に飲食できるファミリーレストランなどの飲食施設	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
5 活発な地域活動	次に例示するものなど、活発な地域活動が行われていること。 (1) 自治会などによる季節行事や清掃活動 (2) 自治会や消防団などによる夜回りなどの防犯、防災活動 (3) NPOなどによる「遊び場づくり」や「安全マップづくり」などの活動 (4) 「子供110番の家」の取組	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択

別表2-1 住戸内に関する基準（基本性能等に関する基準）

項目	基準	新築	既存・改修
1 段差解消	住戸内の床は、次に掲げるものを除き、段差のない構造（5mm以下の段差については、段差のないものとみなす。）とする。 (1) 玄関の出入口の段差：くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差が5mm以下としたもの (2) 玄関の上がりかまちの段差 (3) 浴室の出入口の段差：20mm以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差が120mm以下、またぎ高さ180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの (4) バルコニーの出入口の段差：接地階を有しない住戸のバルコニーについては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段との段差及び踏み段とかまちの段差で180mm以下の単純段差 ア 180mm（踏み段を設ける場合にあっては、360mm）以下の単純段差としたもの イ 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの ウ 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差（踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差）とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの (5) 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差 ア 面積が3㎡以上9㎡（当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該面積の1/2）未満であること。 イ 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。 ウ 間口（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。）が1,500mm以上であること。 エ その他の部分の床より高い位置にあること。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択

項目	基準	新築	既存・改修
2	<p>転落防止・落下物による危険防止</p> <p>(1) 危険防止設備として設置する転落防止のための手すりは、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。</p> <p>ア バルコニー、窓、廊下及び階段（開放されている側に限る。）の手すりは、原則床面（階段にあつては踏面の先端）から1,100mm（1,200mm推奨）以上の高さには達するよう設けられていること。ただし、腰壁、窓台等子供の足掛かりとなる部分（高さが300mm以上650mm未満の部分。以下「腰壁等」という。）がある場合については、腰壁等から800mm（900mm推奨）以上の高さには達するよう設けられていること。</p> <p>イ 転落防止のための手すりの手すり子で床面（階段にあつては踏面の先端）及び腰壁等（腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm（90mm推奨）以下であること。</p> <p>(2) バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置場所を高さ900mm以上の柵で囲うか、手すりから600mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じること。</p> <p>(3) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による危険防止措置を講じること。</p>	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須
		<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須
		<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須
3	<p>シックハウス対策</p> <p>各住戸の居室内の内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材は、日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆表示のある建築材料等（ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないもの）とする。</p>	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須※
4	<p>通風、採光の確保</p> <p>主たる居室の日照の確保に努め、2方向からの通風を確保できる間取りとする。</p>	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
5	<p>防犯対策</p> <p>(1) 防犯対策用の鍵を使用する。</p> <p>(2) 玄関の外側に室内との通話機能を有したインターホン等を設置する。その場合、カメラ付きインターホンにするよう努める。</p> <p>(3) バルコニーに面する住宅の窓のうち侵入が想定される階に存するものには、避難計画上支障のない範囲において、合わせガラス、防犯フィルム、鍵付クレセント又はシャッターの設置等、侵入の防止に有効な措置を講じる。</p>	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
		<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
		<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
6	<p>界床の防音性の確保</p> <p>(1) 界床の様子は次のいずれかとする。</p> <p>ア 床スラブ厚が200mm以上（既存住宅にあつては、150mm以上）の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有するものとする。</p> <p>イ JIS A 1418-2（建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法）による床衝撃音レベルに対して、JIS A 1419-2（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法）による床衝撃音遮断性能L_{i,r}H-55等級相当以上とする。</p> <p>(2) 木造の建築物については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するための方策を講じる。</p>	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
		<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
7	<p>界壁の防音性の確保</p> <p>(1) 界壁の様子は次のいずれかとする。</p> <p>ア 界壁の厚みが180mm以上（既存住宅にあつては、150mm以上）の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有するものとする。</p> <p>イ JIS A 1419-1（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法）による音響透過損失等級R_r-50等級相当以上とする。</p> <p>(2) コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、当該界壁の両側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けない。また、当該界壁にボード類が接着されている場合にあつては、当該界壁とボード類の間に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていない。</p> <p>(3) 木造の建築物については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するための方策を講じる。</p>	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
		<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
		<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
8	<p>開口部の防音性の確保</p> <p>サッシ等の開口部</p> <p>JIS A 4706（サッシ）による遮音性能T-1等級相当以上の材料を使用する。</p> <p>JIS A 4706（サッシ）による遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用する。</p>	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
		<input type="checkbox"/> 選択	—

※ 既存で関連法令施行以前の建築物は必須から除くこととし、改修する建築物にあつては、改修に伴い使用される建材に限るものとする。

別表 2-2 住戸内に関する基準（単位空間別の基準）

項目		基準	新築	既存・改修	
1	玄関	(1) ドアストッパー、ドアクローザー 開き戸には、ドアストッパーやドアクローザーを設置するとともに、吊元側の隙間に指挟み防止カバー等指挟み防止措置を講じる。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択	
		(2) ベビーカー等置場 玄関周辺にベビーカー、三輪車等を置くスペースを設ける。 玄関へのスペース確保が難しい場合は、共用玄関等敷地内に認定住戸数の3分の2以上の住戸が各1㎡以上を確保できるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択	
		(3) 手すりの設置 玄関の出入りのサポートのための手すりの設置がされているか、設置できる構造になっている。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択	
		(4) 補助照明の設置 玄関や住戸内廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助照明を設置する。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択	
2	洗面所・脱衣所	(1) 利便性への配慮 洗面所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とし、給湯温度の制御が可能な水栓金具にするとともに、シャワーヘッド付水栓とする。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択	
		(2) 手すりの設置 浴室出入りのための手すりの設置がされているか、設置できる構造になっている。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択	
		(3) 洗面所暖房機の設置 暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能となる設備を施す。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択	
3	浴室	(1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床土1,400mm以上の高さに設置する。 また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須	
		(2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須	
		(3) 手すりの設置 浴槽への出入りのための手すりを設置する。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択	
		(4) 呼び出しチャイムの設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイムを設置する。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択	
		(5) 広さの確保	内法で短辺1,200mm以上、かつ、広さ1.9㎡以上とする。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
			内法で短辺1,400mm以上、かつ、広さ2.5㎡以上とする。	<input type="checkbox"/> 選択	—
		(6) 利便性の配慮及び火傷防止	水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等とする。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式になっているか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置がなされている。	<input type="checkbox"/> 選択		<input type="checkbox"/> 選択		
(7) 浴室暖房乾燥機の設置 浴室暖房乾燥設備を設置する。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択			
4	トイレ	(1) 広さの確保 長辺が、内法寸法で1,300mm以上か、便器の前方又は側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分を含む。）が500mm以上を確保する。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択	
		(2) 手すりの設置 手すりを設置する。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択	
		(3) 外から解錠できる鍵 扉に外側から解錠できる鍵を設置する。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須	
		(4) 外開き又は引き戸の設置 外開き又は引き戸を設置する。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須	

項目	基準	新築	既存・改修
5 台所	(1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親が家事をしながら子供の様子を見守ることができるよう、対面式キッチンなど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造とする。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
	(2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子が一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広さとして、10㎡以上を目安に動線や広さにも配慮した間取りとする。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
	(3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給湯温度の制御が可能な水栓金具とする。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
	(4) チャイルドフェンスの設置等 調理器具等幼児にとって危険なものが多くある台所へ子供が進入しないような措置として、チャイルドフェンス等が設置できるよう、キッチン入口の形状の工夫や、壁下地を設ける。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
	(5) 危険防止設備等の設置 コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。 また、安全装置を有する調理器やガス漏れ検知器を設置するなど、危険防止措置を講じる。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須
	(6) 食器洗い乾燥機の設置 ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
6 建具	(1) 開き戸 ドアストッパーやドアクローザーを設置するとともに吊元側の隙間に指挟み防止カバー等指挟み防止措置を講じる。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
	(2) 引き戸 指を挟まないように100mm程度の引き残しを確保し、取っ手は開閉時に指を挟まない位置に設置すること。 引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能等を備えた引き戸を使用する。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
	(3) 折戸 扉を閉める時に、扉と扉の間の隙間に指を挟む可能性があるため、隙間は指より広い13mm以上とする。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
	(4) 扉の取っ手など 取っ手をレバーハンドルやプッシュハンドル等の開閉の容易なものとするなど、取っ手、引き手は使いやすい形状とするとともに、取っ手は面が取られた形状とするなど、安全性に配慮したものとする。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
	(5) ドア内のガラス ガラスを入れる場合は、安全ガラスを用いるか棧付建具とするなど安全性に配慮する。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
7 居室	(1) スイッチ 照明のスイッチを床上900mm程度の高さに設置し、ワイドスイッチにすることにより、子供でも使いやすいものとする。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
	(2) コンセント 子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属を差し込んだりすることによる事故を防止するため、シャッター付きコンセントを使用する。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
	(3) 収納スペースの確保 収納スペースは、収納率（次式で算出したもの）を8%以上確保する。 <算定式> $(S1+S2) / \text{当該住戸の専有部分の面積 (m}^2\text{)} \times 100$ S1：高さ180cm以上の収納部分の水平投影面積 (㎡) S2：高さ180cm未満の収納部分の水平投影面積 (㎡) × (当該収納部分の高さ (cm) / 180)	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
	(4) 室内物干しスペースの設置 使用しない時には取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しを室内に設置する。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
	(5) 壁等の出隅の面取り 壁・柱等の出隅部分及び造り付け家具等の出隅部分は、原則として、面取りを行い、やむを得ず面取りを行えない場合は、転倒等に対する安全性に配慮した形状・仕上げとする。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須
	(6) 家具等の転倒防止 壁に付け長押 ^{なげし} を設置する等、家具の転倒防止措置を講じることのできるような構造とする。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須

項目		基準	新築	既存・改修
7	居室	(7) クッション性の高い床素材 転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の高い材料を使用する。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
		(8) 間取りの可変性 子供の成長や人数の変化に合わせて部屋を設けること等ができるよう、引き戸等により、住戸内の間取りの変更が可能となる構造とする。その場合、部屋を分けて使用することを想定して、あらかじめ照明、配線、コンセント、ドア及び窓の位置を配置する。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
8	バルコニー	(1) 足掛かり等への配慮 子供のバルコニーからの転落、転倒するのを防ぐため次の対策を講じる。 ア 手すり子の形状を足掛かりにならない形状とする。 イ 室外機を手すり側に置かない。 ウ 物干し金物及び物干し竿 ^{ざお} が収納時も含め、足掛かりにならないようにする。 エ 避難ハッチの設置に当たっては、子供が容易に開けられないようにチャイルドロック等の安全機能が付いたものを使用する（消防の指導により使用できない場合はその限りではない）。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須
		(2) スロップシンクの設置 スロップシンクをバルコニー等に設置する。ただし、これらによじ登って手すりから転落することを防止するために、これらの設備は手すりから600mm以上の距離を確保して設置するなどの転落防止措置を講じる。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
9	住戸内通路及び出入口	(1) 住戸内通路の幅員 住戸内通路の幅員は、780mm（柱等の箇所にあつては750mm）以上を確保する。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
		(2) 住戸内出入口の幅員 住戸内の出入口（バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く）の幅員（玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあつては建具の厚み、引き戸にあつては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）は750mm（浴室の出入口にあつては600mm）以上を確保する。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
10	住戸内階段	(1) 勾配等 住戸内に設ける階段は、次に掲げる基準に適合しているものとする。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合を除く。 ア 勾配が22/21以下で、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 イ 蹴込みが30mm以下であること。 ウ アに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあつては、アの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 (ア) 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 (イ) 90度屈曲部分が踊り場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 (ウ) 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
		(2) 手すりの設置 少なくとも片側（勾配が45度を超える場合は両側）に、かつ、踏面の先端からの高さが800mmから850mmまでの位置に設けられている。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
		(3) チャイルドフェンスの設置等 転落事故等、危険が伴うと考えられる場所への子供の進入を防止するため、チャイルドフェンス等が設置できるよう、壁下地を設ける。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
11	その他	その他、子育てに配慮した住宅計画における工夫を行っている。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択

別表 3-1 共用部分に関する基準（基本性能等に関する基準）

項目	基準	新築	既存・改修
1 転落防止・落下物による危険防止	(1) 直接外部に開放されている共用廊下及び共用階段等には、転落を防止するため手すりを設置し、安全性に配慮する。 転落防止のための手すりは、次に掲げる基準に適合していること。 ア 手すりが、床面（階段にあつては踏面の先端）から1,100mm（1,200mm推奨）以上の高さに達するよう設けられていること。ただし、高さが650mm未満の腰壁等がある場合については、腰壁等から1,100mm（1,200mm推奨）以上の高さに達するよう設けられていること。 また、腰壁等が高さ650mm以上800mm未満の部分にある場合については、腰壁等から900mm以上の高さに達するよう設けること。 イ 手すり高が、床面（階段にあつては踏面の先端）及び腰壁等（腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm（90mm推奨）以下であること。 ウ 入居者の日常の利用に供する屋上の手すりは、床面から1,800mm以上の高さに達するよう設置すること。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須
	(2) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による危険防止措置を講じること。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須
2 転倒防止	玄関から道路に至る通路及び共用階段、共用階段、共用廊下等の床の床面は、雨に濡れる等の使用環境を考慮した上で、子供や妊婦が安全に利用できるよう、滑りにくい材料を使用する。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択

別表 3-2 共用部分に関する基準（単位空間別の基準）

項目	基準	新築	既存・改修
1 アプローチ、共用廊下	(1) 各戸から敷地外までの経路のうち、一つ以上を特定経路として、段差を設けない経路とする（2階建ての場合は1階にある住戸から敷地外までの経路とする。）。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
	(2) 特定経路にかかる排水溝には、ベビーカーの車輪が挟まらない溝蓋を設置する。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
	(3) 敷地内通路及び共用廊下の幅員は1.2m以上を確保するものとし、高低差のある部分には傾斜路を設けることとし、次の基準に適合していること。 ア 傾斜路の幅員は、階段に代わるものは1.2m以上、階段に併設するものは0.9m以上とし、勾配は1/12以下とする。高さが80mm以下の場合は1/8を超えないものとする。ことができる。 イ 高さが160mmを超えるものにあつては手すりを少なくとも片側に、かつ、床面から800mmから850mmまでの位置に設置する。端部は原則として壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。 ウ 高さが750mmを超える箇所に設ける場合にあつては、高さ750mmごとに踏幅が1,500mm以上の踊り場を設ける。 エ 傾斜路の始点又は終点に、ベビーカーや車いす等が安全に停止できる平坦な部分を設け、両側に側壁又は立ち上がりを設ける。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
	(4) 転倒防止のため、床面からの高さが800mmから850mmの位置に手すりを設ける。手すりを設ける場合は、端部は原則として壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
2 エレベーター	地上階数3以上の場合は、エレベーターを設置する。設置する場合は次の基準に適合していること。 (1) 出入口有効幅員800mm以上、奥行き1,150mm以上とする。 (2) かご内を見渡せる窓又は防犯カメラを設置する。 (3) 非常時に外部に連絡できる装置が設置されているなど、安全に対処できるよう配慮されている。 (4) かご内及び乗降ロビーに、現在位置を表示する装置を設置する。 (5) かご内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものとし、また、混雑時でも手が届きやすい位置に設ける。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択

項目		基準	新築	既存・改修						
3	共用階段	<p>(1) 共用階段の形状等は次の基準に適合していること。</p> <p>ア けあげの寸法は200mm以下、踏面の寸法は240mm以上及び蹴込み寸法は30mm以下とする。</p> <p>イ 最上段の通路等への食い込み及び最下段の通路等への突出を避ける。</p> <p>ウ 蹴込み板を設置し、段鼻を突出させないようにする。</p> <p>エ 踏面にはノンスリップを設け、踏面と同一面とする。</p> <p>オ 階段及び踊り場の幅は以下による。ただし、屋上又は直上階のみに通じる共用階段及びその踊り場の幅は、850mm以上とすることができる。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>階段室型住棟</th> <th>廊下型住棟屋内階段</th> <th>廊下型住棟屋外階段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000mm以上</td> <td>1,200mm以上</td> <td>900mm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 転倒防止のため、手すりを踏面からの高さが800mmから850mm程度の高さの位置に設ける。手すりの端部は200mm以上水平に伸ばすこととし、端部を壁面又は下部に曲げること。</p> <p>キ 2段手すりを設置する場合は、上段が850mm程度、下段が650mm程度の高さとする。</p> <p>ク 踊り場にも連続した手すりを設置する。</p> <p>ケ 共用階段の段差がある部分の照明は、段鼻等がはっきり認識できる照明、角度、位置とする。</p>	階段室型住棟	廊下型住棟屋内階段	廊下型住棟屋外階段	1,000mm以上	1,200mm以上	900mm以上	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択
		階段室型住棟	廊下型住棟屋内階段	廊下型住棟屋外階段						
1,000mm以上	1,200mm以上	900mm以上								
(2) 足元灯を使用し、安全面での更なる配慮をする。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択								
4	共用玄関	<p>(1) 共用玄関は次の基準に適合していること。</p> <p>ア 幅員800mm以上とする。</p> <p>イ 共用玄関の扉は自動ドアとし、前後に段差を設けない。</p> <p>ウ 共用玄関付近に郵便受けを設置する。</p> <p>エ 管理人室を設ける場合は、共用玄関を見渡せる位置又は近接する位置へ設置する。</p> <p>オ 共用玄関は、周囲からの見通しが確保された位置にあること又は防犯カメラの設置等により見通しを補完する対策が講じられていること。</p> <p>カ 共用玄関の扉をオートロックにする場合は、共用玄関以外の共用出入口を自動施錠機能付きの鍵を備えたドアとする。</p>	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択						
		(2) 宅配ボックスを設置する。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択						
5	危険箇所等への進入防止	屋上、受水槽、機械室等、子供にとって危険な箇所に簡単に進入できないよう、柵の設置や鍵を設置する等の対策を講じる（消防の指導により設置できない場合はその限りではない）。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須						
6	ごみ集積所	所管の自治体と事前に協議を行い、居住世帯数や分別方法等に合わせたごみ集積所を設置する。 設置に当たっては、入居後の利用者の利便性や維持管理等にも配慮した設計とする。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 必須						
7	自転車置場	所管の自治体において定めている設置基準等を満たした自転車置場に加え、子供用自転車等を平置きできるスペースを別途設ける。屋外に設置する場合は、屋根付とする。 所管の自治体に設置基準等がない場合は、各住戸につき、2台以上を置くことができる自転車置場を設置する。	<input type="checkbox"/> 必須	<input type="checkbox"/> 選択						
8	ワーキングスペース	ワーキングスペース等を設置する場合、以下に例示するようなものでワーキングスペース等を運営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 複数の利用者が一度に利用できる机、椅子 イ セキュリティが確保されたWi-Fi等のインターネット環境 ウ 個室やパーテーション	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択						

別表4 子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準

項目	基準	新築	既存・改修
1 子育て支援施設 (参考：子育て支援施設の例を参照)	<p>子育て支援施設の設置に当たっては、施設の用途により関係法令、基準等を遵守すること。 また、公共施設の場合は当該施設の所管となる自治体と事前に協議を行うこと。</p> <p>なお、認可外保育施設の設置に当たっては、認可外保育施設に対する指導監督要綱（昭和57年6月15日付56福児母第990号。（以下「指導要綱」という。））に定める認可外保育施設指導監督基準を遵守するとともに、設置後直ちに指導要綱に定める届出を行うこと。</p> <p>また、一般住宅部分と動線や配管等を分離すること。</p>	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
2 キッズルーム	<p>キッズルームを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の規定を準用するほか、以下に例示するようなものでキッズルームを運営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。</p> <p>ア 授乳やおむつ替えのできるスペース イ 共用トイレ ウ テーブル、椅子等の歓談用の家具 エ 本、おもちゃ等の収納スペース</p>	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
3 集会室や交流スペース	<p>集会室や交流スペースを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の規定を準用する。ただし、施設の用途により関係する法令、基準等の定めがある場合は、それぞれの法令、基準等を遵守すること。</p> <p>集会室、交流スペースは前項のキッズルームを兼ねることができる。その場合は前項の基準を満たす。</p>	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
4 屋外スペース	<p>(1) 屋外スペースを設置する場合、以下に例示するような居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。</p> <p>ア 砂場や滑り台 イ 共用の手洗い場やトイレ ウ ベンチや日陰スペース エ 植栽、芝生、花壇</p>	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
	<p>(2) 住民同士で野菜等を育てることで交流を図るための菜園スペースを設置する場合、以下に例示する居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。</p> <p>ア 散水や手洗いのできる水栓 イ 共用道具を収納する物置 ウ 収穫した作物を調理する設備</p>	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択

別表5 子育て支援サービスの提供に関する基準

項目	基準	新築	既存・改修
1 子育て支援サービスの提供	<p>以下に例示するものなど、子育て支援サービスを提供すること。 子育て支援サービスの提供に当たっては、サービスの種類により関係法令、基準等を遵守するとともに、必要に応じて当該サービスの所管となる自治体と事前に協議を行うこと。</p> <p>(1) 近隣保育施設等と連携した育児相談や一時預かりサービスの提供 (2) 近隣医療施設等と連携した夜間診療や訪問診療などの実施 (3) ベビーシッターなどの訪問保育サービス (4) 子育て等の電話相談実施団体と連携した相談サービスの提供 (5) 子育て支援サービスの情報提供 (6) その他子育て支援サービスとして知事が認めたもの</p>	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択

別表6 区市町村からの意見の反映に関する基準

項目	基準	新築	既存・改修
1 区市町村からの意見の反映	<p>要綱第4に規定する、区市町村からの子育て支援施設等設置又は子育て支援サービス提供に関する意見を反映して、子育て支援施設等の設置又は子育て支援サービスの提供を実施すること。</p>	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択

(参考：子育て支援施設の例)

子育て支援施設 ・サービス	概要	対象年齢等
認可保育所	<ul style="list-style-type: none"> 何らかの理由によって十分な保育が受けられない乳幼児を対象として保育を行う施設で、児童福祉法に基づく知事の認可を受けたもの 	<p>「保育を必要とする乳児・幼児」がいる場合 対象年齢は、0歳から小学校就学前まで</p>
認証保育所	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法による認可を受けていない保育施設のうち、区市町村の設置の計画に基づき区市町村の推薦を受け、東京都が定める要件を満たした施設で、東京都知事の認証を受けたもの 	<p>保育を必要とする場合 0歳～小学校就学前 ※0歳児保育を必ず実施する。</p>
家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育者（保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として区市町村が適当と認めるもの）が、その居宅等で、利用定員を5人以下として保育を行う事業。東京都が独自に支援する事業と区市町村認可事業がある 	<p>区市町村が保育を必要と認めた0歳から小学校就学前までの児童</p>
小規模保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 定員6人以上19人以下の小規模保育施設で、保育を必要とする乳児・幼児に対し、保育を行う区市町村の認可事業 	<p>「家庭的保育事業」と同様</p>
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設 	<p>3歳から小学校就学前までの幼児</p>
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設で知事の認可又は認定を受けたもの ①就学前の子供を保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的にする機能 ②地域における子育て支援を行う機能 類型：幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型 	<p>0歳から小学校就学前までの児童</p>
認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> 認可を受けずに、小学校就学前児童を保護者から預かり、保育を行う施設 	<p>0歳から小学校就学前までの児童</p>
地域子育て支援拠点	<p>【利用者支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、必要な支援を行うもの 	<p>18歳未満の全ての児童及びその保護者、又は妊娠している方</p>
	<p>【地域子育て支援拠点事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設や保育所等の地域の身近な施設で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施するもの 	<p>0歳から3歳までを中心とした親子</p>
学童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業 	<p>保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童</p>
児童館	<ul style="list-style-type: none"> 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする屋内型の児童厚生施設 	<p>18歳未満の全ての児童</p>
親子ひろば付きカフェ	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点事業、イベント・教室、カフェ事業、多世代交流、一時的な保育サービス（認可外保育施設に該当）の実施などのサービスの複合施設 	<p>地域子育て支援拠点事業は0歳から3歳までを中心とした親子 認可外保育施設は0歳から小学校就学前までの児童 その他サービスは特になし</p>
小児科等医療施設	<ul style="list-style-type: none"> 小児科等子供が受診する施設として適したもの 	<p>特になし</p>

別表7 管理・運営に関する基準

項目	基準	新築	既存・改修
1 住宅計画、募集から入居までの配慮事項	(1) 入居要件等の設定における配慮 以下に例示するものなど、子育て世帯の入居への配慮をすること。 ア 入居者は子育て世帯を対象とする。 イ 低層階を子育て世帯向けとし、上階をその他世帯向けとする。 ウ 子育て世帯向けの家賃減額を実施する。 エ 子育て世帯の募集期間を優先的に設ける。	<input type="checkbox"/> 選択	<input type="checkbox"/> 選択
	(2) 適切なタイミングでの必要な情報の提供 以下に例示するものなど、必要な情報を提供すること。 ア 入居者募集時 (ア) 子育て支援施設の併設、子育て支援サービスの提供、子育て支援のための設備の工夫、地域の子育て支援情報などを募集・販売広告やホームページ等に掲載する。 (イ) 認可保育所等入所選考が一般公募となる子育て支援施設の併設の場合、居住者優先入所制度等はないことを確実に説明する。 (ウ) 子育て支援施設を併設する場合は、施設を所管する自治体にて定めるルール等を説明する。 (エ) 子育て世帯以外の世帯の応募があった場合は、当該住宅が子育てに配慮した住宅であることを説明する。 (オ) 既存住宅の空き家で認定を取得し、子育て世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育て世帯を募集する旨を周知する。 イ 入居者契約時 (ア) 入居者募集時に情報提供した各種情報について、改めて資料等により分かりやすく説明する。 (イ) 入居者が子育て支援サービスの個別契約等を締結する必要がある場合、関連事業者が連携し、売買契約や賃貸契約時に当該契約が締結できるよう配慮する。 (ウ) 自転車置場やごみ集積所等共用部分について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。 (エ) 集会室やバーベキューコーナー等を設置する場合は、責任者を明確にするとともに、使用方法、使用時間、費用負担等のルールを定め、確実に説明する。 また、運用開始前に近隣住民に対し説明を行う。 (オ) キッズルームや屋外スペースなど、子供が遊ぶ場については特に事故が起きないように、使用方法や使用時間等のルールを定め、確実に説明する。	<input type="checkbox"/> 必須※	<input type="checkbox"/> 必須※
	(3) 子育て支援サービスの提供における配慮 以下に例示するものなど、子育て支援サービスの提供についての必要なルール等を定めること。 ア サービス提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。特に共用部分の使用ルール、管理ルール等は確実に定めること。 イ 子育て支援サービス提供者と提携したサービスを利用する際は、提供先と契約書を取り交わし、利用に関する費用、契約期間、サービスの提供頻度等を取り決めること。	<input type="checkbox"/> 必須※	<input type="checkbox"/> 必須※
2 安心して日常生活を送るための配慮事項	(1) 基本的なルールの継続的な周知徹底 自転車置場の使用方法、ごみ出しのルール、集会室やキッズルーム、屋外スペースの使用方法等については、事前に定めたルールを掲示板への掲示や回覧等で定期的に周知するなど、ルールが守られるよう、継続的に周知していくこと。	<input type="checkbox"/> 必須※	<input type="checkbox"/> 必須※
	(2) 子育て支援情報等の継続的な提供 子育てに関する相談窓口や地域の子育て支援施設などの地域の子育て支援情報など子育てに関する様々な情報を掲示板への掲示や回覧等で定期的に周知を行うなど、継続的に周知を行っていくこと。	<input type="checkbox"/> 必須※	<input type="checkbox"/> 必須※

項目		基準	新築	既存・改修
3	コミュニティの醸成のための配慮事項	(1) 入居者間の交流の機会の創出 入居前後に、以下に例示するものなど、入居者同士が交流する機会を創出する。 ア ウェルカムパーティー イ 共有スペースを活用した絵本の読み聞かせ会 ウ 不要になった子供用品の貸し借り会、フリーマーケット エ 親子ランチパーティー オ 餅つきやラジオ体操などのイベント	<input type="checkbox"/> 必須※	<input type="checkbox"/> 必須※
		(2) 地域の人との交流の機会の創出 以下に例示するものなど、地域の人との交流の機会を創出する。 ア 地域の人も参加できる餅つきやラジオ体操などのイベント イ 町会、自治会、子供会等と連携した防災活動、防犯活動 ウ 地域で活動しているNPO等と連携した地域交流イベント	<input type="checkbox"/> 必須※	<input type="checkbox"/> 必須※

※ 募集パンフレット、ホームページ、入居の案内書等により、適切なタイミングに必要な情報、ルール等を周知するとともに連携先と必要な契約等を締結する。

2 認定申請手続

(1) 新築集合住宅、改修集合住宅

ア 事前相談

事業者は、集合住宅を新たに整備又は改修を行い子育て支援住宅の認定を受けたい場合、子育て支援施設の設置や子育て支援サービスの提供等に係る計画（以下「事業計画」という。）を策定し、都に事前に相談をしていただきます。

※ 事業計画を策定する際には、必ず事前に計画地の所在する区市町村の開発指導要綱等の内容をご確認ください。

イ 意見照会

① 都は、アによる事前相談を受けたときは、事業計画について、計画地の所在する区市町村に対し、意見照会を行います。

② 都は、①による意見照会について区市町村から意見書の提出があった場合、意見通知書により事業者へ通知します。

※ 意見通知書の通知までの期間については、アによる事前相談書の提出から概ね1月程度を予定していますが、事業計画の内容によって変動する場合があります。

③ 事業者は、②による区市町村からの意見について、事業計画への反映を検討していただき、その結果について、意見照会検討結果報告書により都に報告をしていただきます。

④ 都は、③による事業者からの検討結果の報告について、意見書を提出した区市町村へ通知します。

ウ 設計認定申請

① 事業者は、ア及びイによる手続き後、当該住宅の工事着手前に設計認定申請を都に提出していただきます。

② 都は、①による申請があった場合、認定要件及び認定基準に適合していることを確認するための審査（以下「設計認定審査」という。）を行います。

③ 都は、設計認定審査の結果、認定基準等に適合するときは、設計を認定し、設計認定書を交付するとともに、その概要を公表します。

※ 設計認定審査に要する期間については、①による設計認定申請書の提出から概ね1月程度を予定していますが、事業計画の内容によって変動する場合があります。

④ 事業者は、設計認定を受けた場合、次に掲げる事項について、広告し、又は表示することができます。

(1) 子育て支援住宅の設計認定を受けたこと

(2) その他、子育て支援住宅の認定基準に適合した内容に関すること。

※ 事業者は設計認定の通知後、当該住宅の工事に着手又は契約してください。

エ 認定申請

① 事業者は、当該住宅の工事が完了したときは、認定申請書を都に提出していただきます。

② 都は、①による申請があった場合、認定要件及び認定基準に適合していることを確認するための検査（以下「完了検査」という。）を行います。

- ③ 都は、完了検査の結果、認定基準等に適合すると認めるときは、子育て支援住宅として認定し、認定書を交付するとともに、その概要を公表します。
- ④ 事業者は、認定を受けた場合、次に掲げる事項について、広告し、又は表示することができます。
 - (1) 子育て支援住宅の認定を受けたこと。
 - (2) その他、子育て支援住宅の認定基準に適合した内容に関すること。
- ⑤ 認定の有効期間は認定の日から1年間とし、期間の満了に引き続いて、認定の更新（以下「認定更新」という。）をすることができます。

オ 変更認定申請

- ① 認定事業者は、認定基準に係る内容を変更する場合は、速やかに変更認定申請書を都に提出しなければなりません。
- ② 都は、①の申請による変更後も、認定基準等に適合すると認めるときは、変更を認定し、変更認定書を交付するとともに、その概要を公表します。
- ③ 認定事業者は、変更認定を受けた場合、次に掲げる事項について、広告し、又は表示することができます。
 - (1) 子育て支援住宅の変更認定を受けたこと。
 - (2) その他、子育て支援住宅の認定基準に適合した内容に関すること。

(2) 既存集合住宅

ア 事前相談

事業者は、既存の集合住宅について、子育て支援住宅の認定を受けたい場合、子育て支援施設の設置や子育て支援サービスの提供等に係る計画（以下「事業計画」という。）を策定し、都に事前に相談をしていただきます。

イ 意見照会

- ① 都は、アによる事前相談を受けたときは、事業計画について、計画地の所在する区市町村に対し、意見照会を行います。
- ② 都は、①による意見照会について区市町村から意見書の提出があった場合、意見通知書により事業者に通知します。
 - ※ 意見通知書の通知までの期間については、アによる事前相談書の提出から概ね1月程度を予定していますが、事業計画の内容によって変動する場合があります。
- ③ 事業者は、②による区市町村からの意見について、事業計画への反映を検討していただき、その結果について、意見照会検討結果報告書により都に報告をしていただきます。
- ④ 都は、③による事業者からの検討結果の報告について、意見書を提出した区市町村に通知します。

ウ 認定申請

- ① 事業者は、ア及びイによる手続き後、認定申請書を都に提出していただきます。
- ② 都は、①による申請があった場合、認定要件及び認定基準等に適合していることを確認するための検査（以下「完了検査」という。）を行います。

- ③ 都は、完了検査の結果、認定基準に適合すると認めるときは、都は、子育て支援住宅として認定し、認定書を交付するとともに、その概要を公表します。
- ④ 事業者は、認定を受けた場合、次に掲げる事項について、広告し、又は表示することができます。
 - (1) 子育て支援住宅の認定を受けたこと。
 - (2) その他、子育て支援住宅の認定基準に適合した内容に関すること。
- ⑤ 認定の有効期間は認定の日から1年間とし、期間の満了に引き続いて、認定の更新（以下「認定更新」という。）をすることができます。

エ 変更認定申請

- ① 認定事業者は、認定基準に係る内容を変更する場合は、速やかに変更認定申請書を都に提出しなければなりません。
- ② 都は、①の申請による変更後も、認定基準等に適合すると認めるときは、変更を認定し、変更認定書を交付するとともに、その概要を公表します。
- ③ 認定事業者は、変更認定を受けた場合、次に掲げる事項について、広告し、又は表示することができます。
 - (1) 子育て支援住宅の変更認定を受けたこと。
 - (2) その他、子育て支援住宅の認定基準に適合した内容に関すること。

3 管理・運営

(1) 管理・運営責任者の選任

事業者は、認定を受けた後、管理・運営責任者を選任し、認定の日から起算して1月以内に管理・運営責任者選任届を都に提出していただきます。

(2) 管理・運営責任者の責務

管理・運営責任者は、子育て支援住宅について、申請内容に沿った、適切な管理及び運営に努めてください。

(3) 管理・運営状況の報告

管理・運営責任者は、認定から1年ごとに、管理・運営の状況について、管理・運営状況報告書により都に提出していただきます。

※ 都は、必要に応じて管理・運営責任者に対し、管理・運営の状況について報告を求めることができます。

また、認定事業者又は管理・運営責任者が申請内容に従って当該住宅の整備又は管理及び運営を行っていないと認めるときは、その改善に必要な措置をとることを命ずることができるほか、認定を取り消すことができます。

4 認定の更新

認定事業者又は管理・運営責任者は前記3の(3)の管理・運営状況の報告書の提出の際に、認定更新の有無について、都に届け出てください。

5 整備に要する費用の補助

(1) 整備に要する費用の補助

子育て支援住宅が所在する区市町村から、整備費用の一部に補助金を受けることができ

る場合があります。

※ 区市町村における補助制度の有無は、本手引きの問合せ先までお問い合わせください。

(2) 補助を受けた場合の管理義務

整備費用の一部に補助金を受けた場合、補助事業完了後原則10年以上、申請内容に沿った、適切な管理及び運営（認定の更新）を行っていただく必要があります。

6 各種申請手続

(1) 事前相談書

事前相談に必要な書類は、以下のとおりです。

提出書類はA4ファイルに綴じ込み、表紙と背表紙に物件名、事業者名を記入し、2部提出ください。

番号	提出書類	備考
1	事前相談書	制度要綱別記様式第1号
2	委任状	代行者に申請書の提出等を委任する場合
3	申請住戸一覧表	別紙1
4	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> 方位及び最寄駅を記載 計画地を中心として半径800mの円を記載 認定基準にて選択している公園、保育所、病院、店舗等周辺施設等を記載
5	配置図	方位を表示
6	イメージ図	パース等
7	各階平面図	縮尺、方位、出入口の位置、床の高さ及び主要部分の寸法
8	立面図（2面以上）	縮尺、開口部及び主要な出入口の位置
9	タイプ別平面図	縮尺、間取り、各室の用途、床の高さ及び主要部分の寸法
10	計画地の現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 前面道路対面から見た計画地の中央、右、左 計画地中央から見た周囲（既存建物がある場合は、計画地の全容がわかるような写真） 平面図に写真撮影の方向を記載
11	子育て支援施設等又は子育て支援サービスの概要	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援施設等又は子育て支援サービスの種別、運営内容 施設等又はサービスの運営主体（未定の場合は記載不要） 計画地所在の区市町村との協議状況（既に協議等を実施している場合）
12	認定基準チェックシート	事前相談時点における認定基準選択項目にチェック
13	その他事業計画の内容を説明する書類等	
14	その他	知事が必要と認める書類
補助金を申請する予定の場合は以下の書類も必要となります。		
(1)	事業者の印鑑登録証明書	
(2)	事業者の印鑑使用証明書	申請書に使用する印を印鑑登録証明書の印に限る場合は不要
(3)	事業者が土地所有者でない場合の関係契約書の写し	事業者が土地所有者でない場合、建物の所有を目的とする地上権、賃借権又は使用賃借による権利に係る土地所有者との間の契約書の写し
(4)	事業者が法人の場合、定款等の写し	<ul style="list-style-type: none"> 定款 商業登記簿謄本

(2) 意見照会検討結果報告書

意見照会検討結果報告に必要な書類は、以下のとおりです。

提出書類はA4ファイルに綴じ込み、表紙と背表紙に物件名、事業者名を記入し、2部提出ください。

番号	提出書類	備考
1	意見照会検討結果報告書	制度要綱別記様式第5号
2	委任状	代行者に申請書の提出等を委任する場合
3	申請住戸一覧表	別紙1
4	事前相談時との変更事項一覧	意見を踏まえ変更した事項等を一覧にまとめたもの
5	付近見取図	※原則事前相談書提出時と同じ 変更がある場合は変更事項を明示
6	配置図	※原則事前相談書提出時と同じ 変更がある場合は変更事項を明示
7	イメージ図	※原則事前相談書提出時と同じ
8	各階平面図	※原則事前相談書提出時と同じ 変更がある場合は変更事項を明示
9	立面図（2面以上）	※原則事前相談書提出時と同じ 変更がある場合は変更事項を明示
10	タイプ別平面図	※原則事前相談書提出時と同じ 変更がある場合は変更事項を明示
11	子育て支援施設等又は子育て支援サービスの概要	※原則事前相談書提出時と同じ 変更がある場合は変更事項を明示
12	認定基準チェックシート	※原則事前相談書提出時と同じ 変更がある場合は変更事項を明示
13	その他事業計画の内容を説明する書類等	
14	その他	知事が必要と認める書類

(3) 設計認定申請書

設計認定申請に必要な書類は、以下のとおりです。

番号	提出書類	備考
1	設計認定申請書	制度要綱別記様式第7号
2	委任状	代行者に申請書の提出等を委任する場合
3	申請住戸一覧表	別紙1
4	設計概要書	
5	付近見取図	※原則意見照会検討結果報告書提出時と同じ
6	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、駐車施設、駐輪施設、敷地に接する道路の位置、幅員及び歩道の位置、敷地外から住戸までの一般的な動線並びに敷地外から子育て支援施設等の出入口までの動線（設置する場合）
7	イメージ図	※原則意見照会検討結果報告書提出時と同じ
8	各階平面図	縮尺、方位、出入口の位置、床の高さ及び主要部分の寸法
9	床面積求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法、算定及び各住戸の専有面積 ・専用、バルコニー、共用面積算定のもの
10	立面図（2面以上）	縮尺、開口部及び主要な出入口の位置
11	断面図（2面以上）	縮尺、床の高さ並びに床版の構造方法、寸法及び材料の種別
12	タイプ別平面図	縮尺、間取り、各室の用途、床の高さ及び主要部分の寸法
13	外構図	縮尺、方位、形状、土地の高低、仕上げ及び付帯設備の位置、傾斜路の勾配並びに主要部分の寸法
14	子育て支援施設等又は子育て支援サービスの概要	※原則意見照会検討結果報告書提出時と同じ
15	認定基準チェックシート	※原則意見照会検討結果報告書提出時と同じ
16	住宅に設置する設備のカatalog等	認定基準に適合していることを証明するための資料
17	建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づく確認済証	当該法に適合していること
18	その他事業計画の内容を説明する書類等	
19	その他	知事が必要と認める書類
補助金を申請する場合は以下の書類も必要となります。		
(1)	事業者の印鑑登録証明書	過去に提出した証明書の発行日が今回提出日から6ヶ月以内であれば省略可
(2)	事業者の印鑑使用証明書	申請書に使用する印を印鑑登録証明書の印に限る場合は不要

(4) 認定申請書

認定申請に必要な書類は、以下のとおりです。

※ 既存住宅の工事完了前の仮認定の取扱いに係る認定申請の場合に必要な書類は、3以降は(3)設計認定申請書と同じ

番号	提出書類	備考
1	認定申請書	制度要綱別記様式第10号
2	委任状	代行者に申請書の提出等を委任する場合
3	申請住戸一覧表	別紙1
4	設計概要書	
5	付近見取図	※原則設計認定申請書提出と同じ
6	配置図	※原則設計認定申請書提出と同じ
7	イメージ図	※原則設計認定申請書提出と同じ
8	各階平面図	※原則設計認定申請書提出と同じ
9	床面積求積図	※原則設計認定申請書提出と同じ
10	立面図(2面以上)	※原則設計認定申請書提出と同じ
11	断面図(2面以上)	※原則設計認定申請書提出と同じ
12	タイプ別平面図	※原則設計認定申請書提出と同じ
13	外構図	※原則設計認定申請書提出と同じ
14	子育て支援施設等又は子育て支援サービスの概要	※原則設計認定申請書提出と同じ
15	認定基準チェックシート	※原則設計認定申請書提出と同じ
16	住宅に設置する設備のカatalog等	認定基準に適合していることを証明するための資料
17	建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づく確認済証	当該法に適合していること
18	建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証	当該法に適合していること
19	建築基準法第7条の6第1項第一号又は第二号の規定に適合していることを証する書面	当該規定に適合していること
20	その他事業計画の内容を説明する書類等	
21	その他	知事が必要と認める書類
補助金を申請する場合は以下の書類も必要となります。		
(1)	事業者の印鑑登録証明書	過去に提出した証明書の発行日が今回提出日から6ヶ月以内であれば省略可
(2)	事業者の印鑑使用証明書	申請書に使用する印を印鑑登録証明書の印に限る場合は不要

(5) 管理・運営責任者選任届

管理・運営責任者の選任に必要な書類は、以下のとおりです。

番号	提出書類	備考
1	管理・運営責任者選任届	制度要綱別記様式第 14 号
2	委任状	代行者に申請書の提出等を委任する場合
3	その他	知事が必要と認める書類

(6) 管理・運営状況報告書

管理・運営状況の報告に必要な書類は、以下のとおりです。

番号	提出書類	備考
1	管理・運営状況報告書	制度要綱別記様式第 15 号
2	子育て支援施設等又は子育て支援サービス運営状況報告	別紙 2 - 1、別紙 2 - 2
3	管理・運営状況報告	別紙 3
4	その他	知事が必要と認める書類

(7) 変更申請書

変更申請に必要な書類は、以下のとおりです。

番号	提出書類	備考
1	変更認定申請書	制度要綱別記様式第 16 号
2	委任状	代行者に申請書の提出等を委任する場合
3	申請住戸一覧表	別紙 1
4	設計概要書	
5	認定申請時との変更事項一覧	認定申請時から変更した事項等を一覧にまとめたもの
6	配置図	・ 変更に係るもののみ添付 ・ 認定申請時の書類に変更内容を記載
7	イメージ図	
8	各階平面図	
9	床面積求積図	
10	立面図（2面以上）	
11	断面図（2面以上）	
12	タイプ別平面図	
13	外構図	
14	子育て支援施設等又は子育て支援サービスの概要	
15	認定基準チェックシート	
16	その他認定基準に係る変更の内容を説明する書類等	
17	その他	
補助金を申請する場合は以下の書類も必要となります。		
(1)	事業者の印鑑登録証明書	過去に提出した証明書の発行日が今回提出日から 6 ヶ月以内であれば省略可
(2)	事業者の印鑑使用証明書	申請書に使用する印を印鑑登録証明書の印に限る場合は不要